

税務コンプライアンスに対するタケダの見解

サマリー

タケダは、事業を行う地域の関連税務法規を遵守し、全世界の所轄税務当局と透明かつ専門的・建設的な関係を構築してまいります。また、国内ならびに国際租税体系に対する透明性と公共の信頼を確保するよう取り組みます。ステークホルダーに対する日頃からの連携と信頼の獲得のための取り組みが、事業活動を行う地域における適切な納税に対する意識を高めています。

タケダに適用される開示規則の遵守、ならびに税務の透明性への取り組みについて、この文書では以下について触れています：

- ・ ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス
- ・ 移転価格ポリシー
- ・ 税務戦略
- ・ 税務当局との取り組み
- ・ 現行の国際税務体制
- ・ 税務リスクに対する考え方

背景

タケダが事業を遂行するにあたり、法人税・関税・使用税・資産税・印紙税・公益あるいは退職金積立に関する雇用関係税など、さまざまな形での事業に関する税金が生じます。また個人所得税、あるいは付加価値税（VAT）・消費税のような間接税の徴収・納付を行います。タケダが徴収・納付する税金は、地域経済とその充実に對するタケダの貢献の一部となっています。

タケダの見解

ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス

タケダの税務に対する取り組みは、我々の価値観と企業戦略を反映したものであり、事業ならびに全てのステークホルダーの長期に渡る利益に沿った内容となっています。

タケダは脱税を一切許容せず、脱税を防ぐために設計された適切な手順があります。更に、タケダは稼得したバリューを事業的な裏付けのない税務ストラクチャリングによって軽課税国へ移転しないこと、及び守秘法域（いわゆる「タックス・ハイブزن」）を租税回避目的に使用しないことを約束します。

ポリシーとコンプライアンスの手続きについては、文書化され適宜更新されることにより、申告・納税実務における適時性、正確さ、および法令等の遵守の状況を確認しています。また、監査等委員会に対し、上記のポリシーと手続きの実施・維持について説明責任を担っています。

タケダは担当者が当社の納税義務を適切に果たせるよう、必要な訓練を受けられるための投資を行います。

移転価格ポリシー

移転価格ポリシーは独立当事者間原則に代表される経済協力開発機構（OECD）ガイドラインに則っており、適切な経済分析と文書化により確認を行っています。タケダは OECD による税源侵食と利益移転（BEPS）の行動計画 8～10、13 を遵守し、とりわけ行動計画 13（移転価格関連の文書化の再検討）については現時点での対象国に対し広く適用しています。

研究・開発・サプライチェーンといった国際間取引は重要かつ複雑であり、多くの主要な機能は複数の拠点に分散しています。タケダは、グローバルな事業に沿った、適切な移転価格管理体制を敷いています。

税務戦略

タケダの税務機能は、グローバルな事業を支えるビジネスパートナーとして、導入や買収、事業再編・内部取引の効率化等の重要な事業取引に対して、適切な検討や指導を行います。また、検討対象となる取引に対する税務上の影響度について、上記の進め方に沿って結論を導きます。

タケダは、事業面から自身の行動が OECD による行動原則とガイドラインに則ったものであることを確保すると共に、事業の実施状況と取引内容について継続的に確認します。

タケダは、十分な事業内容あるいは必要な経済的実体を持たない人為的な税務処理を採用しません。

日本に本社のある法人として、タケダには「JCFC」と呼ばれる厳格なタックスハイブزن対策税制がグローバルに適用されます。JCFC ルールでは、一定の海外子会社の課税所得が、親会社である日本の税率（30.58%）で課税されます。一定項目調整後の実効税率 30%未満かつ事業実体の乏しい海外子会社には JCFC ルールが課されるため、JCFC ルールは租税回避防止ルールの役割を果たしています。

タケダは、BEPS の行動計画 2（ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化）、5（有害税制への対応）、6（租税条約の濫用の防止）および 12（義務的開示制度）に抵触する可能性のある税務戦略を採用しません。

税務当局との取り組み

タケダは、全ての所轄税務当局に対して、透明かつ専門的・建設的な関係を構築・維持するとともに、帳簿・記録の整合性を証明するデータを提供します。

必要に応じて、国・地方の税務当局に対し、税制改正の内容が公正、かつ偏りのない実務上妥当なものとなるよう働きかけることがあります。特に、輸出・輸入あるいは居住者・非居住者向けの施策で対象国間において取り扱いに差異が生じるかについて注視してまいります。

タケダは EU の国別報告書（CbCR）の開示に関する指令を支持します。2021 年 12 月 21 日に発効されたこの CbCR 開示指令は、企業の特定の税金関連情報、財務数値、及び事業活動の内容に関する情報を国別に公開する仕組みです。EU 加盟各国はこの CbCR 開示指令を 2023 年 6 月 22 日までに国内法制化しなければなりません。タケダでは 2025 年 4 月 1 日開始事業年度がこの CbCR 開示指令を適用する最初の事業年度になります。

現行の国際税務体制

タケダは、国際的な租税改革に関して OECD による BEPS への取り組みを支持しています。グローバルな競争環境においては、国際税務の改正は首尾一貫して調和的な方法で実施され、公平な競争の場において二重課税のリスクが最小限とされる必要があります。

タケダは OECD の税源浸食と利益移転に関する新しい包括的な枠組み（BEPS2.0）の進展を引き続き監視しています。経済のデジタル化に伴う課税上の課題について、BEPS2.0 は 2 つの柱からなる解決策で対処します。第 1 の柱は、物理的な存在の有無にかかわらず事業活動を行って利益を稼得している市場国に対して、新たに一定のネクサス（課税の根拠となる結びつき）/課税権を再配分します。第一の柱はタケダを含むごく一部の高収益かつ高利益率の多国籍企業のみにも適用されます。第 2 の柱は、グローバルレベルでの最低法人税率（税率 15%）の導入です。この OECD の包括的枠組みは 130 を超える国と地域により承認されています。

この包括的枠組みは各参加国及び地域の国内法制に取り入れられ、2024 年に開始する事業年度から適用される予定です。タケダは事業活動を行っている国や地域における影響を確認するため、OECD による詳細なガイダンスが公表され次第、その内容を継続的に評価するとともに、BEPS2.0 の各国での最終的な国内法制化を待っています。

タケダはデジタル・サービスを行っておらず、また、アグレッシブな税務戦略も採用しておりませんが、この包括的枠組みは国際課税制度の枠組みを根本から変え、タケダの税務コンプライアンスに関する負担を著しく複雑化させます。

税務リスクに対する考え方

グローバル行動規準と経営の基本精神に示されたタケダのバリューには、税務関連法規の遵守を含むポリシーとガバナンスの枠組みが示されており、その枠内において重要な税務リスクの把握と軽減を検討します。タケダの税務リスク

への考え方は、タケダとしてのグローバルリスク管理ポリシーに統合されています。準拠法・規則の内容が明確でないが解釈の余地がある場合には、自身の見解が妥当であるかについて必要な確認を行います。

この見解は毎年見直され、2022年度の武田グループ内のすべての事業体に適用されます¹。

結論

タケダは、事業を行う地域の関連税務法規を遵守し、全世界の所轄税務当局と透明かつ専門的・建設的な関係を構築してまいります。また、国内ならびに国際租税体系に対する透明性と公共の信頼を確保するよう取り組みます。ステークホルダーに対する日頃からの連携と信頼の獲得のための取り組みが、事業活動を行う地域における適切な納税に対する意識を高めています。

タケダについて

タケダは、日本に本社を置き、自らの経営の基本精神に基づく、患者さん、ともに働く仲間、そして地球のためのコミットメントという行動規範を根幹とする、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーであり、革新的な治療薬を開発し提供することに注力しています。タケダは、オンコロジー（がん）、希少遺伝子疾患および血液疾患、ニューロサイエンス（神経性心疾患）、および消化器系疾患の4つの疾患領域を重点領域とし、免疫疾患及び炎症性疾患に高い専門性を有する研究開発を行っています。また、血漿分画製剤やワクチンといった領域にも研究開発投資を行っています。

2023年3月

¹ 英国財務法 2016年第19条(2)および第22条(2)、スケジュール19に基づくすべての英国登録事業体を含みます。